

歩行者利便増進道路における道路占用許可に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定により指定した歩行者利便増進道路（以下「ほこみち」という。）における道路占用の許可に当たり、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(占用範囲)

第2条 ほこみちにおける道路占用を許可する対象範囲は、道路法第33条第2項第3号に規定する歩行者利便増進誘導区域内において市が指定する範囲とする。

2 申請者が占用申請できる範囲は、別途市が定めた6つの区画（区画については別添参考図参照）の区画単位ごとの占用申請とし、同時に複数の区画を申請することは認められない。また、道路交通を大きく阻害しない範囲とし、占用範囲外に歩行者の歩行有効幅員を2.0m以上確保することとする。

(占用物件)

第3条 ほこみちにおける道路占用を許可する物件は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第16条の2各号に掲げる物件とする。

(占用期間及び時間)

第4条 ほこみちにおける道路占用の期間は、1カ月を上限とし、占用期間中の利用時間は9時から21時とする。

(占用の許可)

第5条 ほこみちにおける占用の許可を受けた申請者（以下「占用者」という。）は、各務原市道路管理規則、「歩行者利便増進道路」の歩行者利便増進道路の占用者証明書に関する規約及び本基準を遵守するとともに、その他関係法令等も遵守しなければならない。

2 占用者は、ほこみちにおける道路占用許可について、市の許可無く、その権利、義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(許可の取り消し)

第6条 市は、道路法、関係法令、条例等及び本基準に違反した者に対して、道路法第71条により占用の許可を取り消すこととする。

(占用料)

第7条 ほこみちにおける占用料については、各務原市道路占用料徴収条例によるものとする。

2 ほこみちにおける占用料について、道路維持管理への協力を行う場合は、各務原市道路占用料徴収条例の別表（第3条関係）の10パーセントを徴収する。

3 前項の道路維持管理の協力とは、占用範囲周辺の公共施設や道路等の清掃等とし、占用期間中に占用範囲を利用する毎に1度以上行うこととする。

4 第2項の減免を行う場合は、占用者は、占用申請時に具体的な協力内容を報告し、占用期間満了後に、その実施内容を活動回数毎に写真等で記録した報告書を1カ月以内に提出

しなければならない。

5 前項に違反した申請者については、以後の占用料の減免を占用期間の満了日から一年間認めないこととする。

(占用申請の受付期間)

第8条 ほこみちに係る占用申請は、占用開始の月より3カ月前の月初めより申請することができる。ただし、市が主催、共催及び後援するイベントに関わるものについてはこの限りではない。

(道路の維持管理作業への協力について)

第9条 占用者は、道路の維持管理、災害復旧等のために、市が占用許可を受けた場所を使用する必要が生じた場合は、市が行う作業に全面的に協力し、必要に応じて占用物の撤去を行うこととする。

(既存占用物について)

第10条 ほこみちにおける占用申請箇所、既存の占用物件がある場合は、その維持管理のための作業に協力しなければならない。尚、協力のため一時的に占用物件の撤去を求められる時は、その要請に応じなければならない。

(損失の補償について)

第11条 第6条の取り消しにより生じた損失の補償等については、道路法第72条によるものとする。

(占用範囲内での火器使用)

第12条 ほこみちに係る占用範囲内では火器の使用を認めない。ただし、露店等開設届を各消防署に提出しており、その使用範囲が屋外の場合は、その限りではない。

(騒音等について)

第13条 占用範囲及びその周辺では、近隣住民へ迷惑とならないように、騒音を発生させたり、音楽を流してはならない。

(歩道部への車両の乗入れについて)

第14条 占用範囲までキッチンカーを移動するために歩道に乗入れする際は、歩道を通過する距離を必要最低限とし、徐行して、歩行者や自転車等に十分に配慮、注意して進入しなければならない。また、キッチンカー以外の車両の乗入れは認めない。

(搬入搬出等について)

第15条 搬入搬出時は車道部より台車等で搬入搬出を行うこととし、搬入搬出のために車両を歩道部へ乗入れしてはならない。また、搬入搬出時には、車両を速やかに移動できるように運転手を常駐させるものとする。

(提出書類)

第16条 ほこみちにおける道路占用許可の申請に添付する各務原市道路管理規則第2条第1項の各号で定める書類は以下の通りとする。

(1) 事業計画の概要を記載した図書とは、占用の目的、占用期間、占用施設の利用時間、

アルコール販売の有無、搬入搬出の計画、予定される集客規模、ごみ処分の計画がわかるものとする。

(2) 位置図とは、歩行者利便増進道路に指定された範囲の内、占用を希望する場所が明確にわかる図面とする。

(3) 平面図とは、占用を希望する範囲内での施設の配置計画や確保された歩行空間がわかるものとする。

(4) その他市長が必要と認める書類とは、「歩行者利便増進道路」の露店等営業に関する規約に定める表明・確約に関する同意書、露店開設届（必要な場合）、免許証のコピーなどとするが、市が占用許可に当り別途書類の提出を求めた場合は、申請者は提出に応じなければならない。

(5) 各務原市道路管理規則様式第3号（第3条関係）と（1）事業計画の概要を記載した図書については、別に定める道路占用許可申請書（歩行者利便増進道路）に代えることができることとする。